

社会保障審議会 介護保険部会(第59回)	資料3
平成28年6月3日	

介護保険適用除外施設における 住所地特例の見直しについて

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて

現状・課題

1. 介護保険の住所地特例について

- 介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則である。
- 一方、この原則のみであると、介護保険施設等（※）の所在する市町村の給付費の負担が過度に重くなり、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、特例として、被保険者が入所により介護保険施設等の所在する市町村に住所を変更した場合でも、変更前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。

2. 介護保険適用除外施設について

- 40歳以上65歳未満の医療保険加入者、65歳以上の高齢者については、原則として、介護保険の被保険者となるが、障害者支援施設や救護施設等（以下「介護保険適用除外施設」という。）に入所・入院している者は介護保険の被保険者としないこととされている。（介護保険法施行法第11条、介護保険法施行規則第170条）
- このような取扱いを行う理由としては、介護保険適用除外施設では介護保険施設と同等若しくはそれ以上の水準の介護サービスが提供されていること、入所・入院している者の入所・入院期間が長期にわたる実態があり、将来的にも介護保険給付を受ける可能性が低いこと等があげられる。

※介護保険施設等とは、住所地特例の対象となる以下の施設をいう。

- (1) 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
 - ・有料老人ホーム
 - ・軽費老人ホーム
- (3) 養護老人ホーム

3. 障害者福祉制度・生活保護制度における居住地特例等について

- 障害者福祉制度においては、障害者支援施設等に入所することより、居住地を変更した者について、変更前の市町村が支給決定を行い、障害者支援施設等への入所に係る費用を負担する仕組みがある。
- 生活保護制度においても、被保護者が救護施設に入所することより、居住地を変更した場合、変更前の自治体（※）が、保護費等を負担する仕組みがある。

※生活保護制度においては、市、社会福祉事務所を設置する町村、又は都道府県が保護費等を負担している。

4. 介護保険適用除外施設と住所地特例について

- 現行の介護保険制度では、介護保険適用除外施設を退所して、介護保険施設等に入所する場合、その者は、住所地特例の仕組みにより、適用除外施設の所在市町村の被保険者となることから、適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになる。
- 障害者支援施設、救護施設等については、当該施設の入所前に居住していた自治体が費用を負担する仕組みがあることから、これらの施設から他市町村の介護保険施設等に移行した場合、費用を負担する自治体が変わる場合がある。
- 障害者支援施設、救護施設、国立のぞみの園については、退所者に係る住所地特例の取扱いを見直すよう、自治体等から要望が出されている。

論点

- 介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すべきではないか。
- その際、地域保険の原則に対する特例を拡大することとなるため、全ての介護保険適用除外施設を対象とするのではなく、特例の見直しの対象とする必要性が高い施設類型に限定すべきではないか。
- 具体的には、以下のような観点に着目して見直しの必要性を検討してはどうか。
 - ① 既に障害者福祉制度や生活保護制度における居住地特例等で介護保険適用除外施設入所前自治体が支援する仕組みがあり、その入所に係る費用等は、適用除外施設入所前市町村^(※)が負担している。

※生活保護制度においては、市、社会福祉事務所を設置する町村、又は都道府県が保護費等を負担している。
 - ② 当該施設からの退所者のうち、介護保険施設等に移る者の割合が高い。又は、今後そうなることが予想される。
 - ③ 自治体や施設から具体的な見直しの要望が出ている。